

議会を傍聴しませんか？

☆平成21年
第1回定例会
の予定

【定例会】 ※30人まで傍聴できます。
3月 3日（火）9：00～
行政報告・提案説明・質疑
3月16日（月）9：00～
一般質問・行政報告に対する質問
3月18日（水）9：00～
委員長報告・質疑・討論・採決

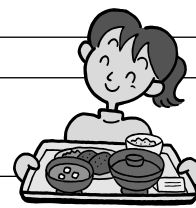
【委員会】 ※10人まで傍聴できます。
総務財政教育常任委員会
3月6日（金）9：00～
民生産業建設常任委員会
3月9日（月）9：00～
予算特別委員会
3月12日（木）13日（金）9：00～

○傍聴の申し込みは、当日総務税務課まで **お問い合わせ先**：議会事務局 377-5656

配食サービスの申請を下記のとおり受け付けいたします。

さわやか配食サービス及び給食ボランティア

対象となる人	※ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯又は傷病等の理由で調理が困難な方 ※近隣に扶養義務者がいない方 ※民生委員が特に必要と認めた方
サービスの期間	4月1日～9月30日まで
サービスの種類	1. 第3水曜日を除く毎週水曜日 2. 毎月第3水曜日のみ 3. 毎週水曜日
個人負担	1食あたり300円
申請方法	3月19日（木）までに町民福祉課設置の用紙にて申請してください。



※お問い合わせ：町民福祉課 377-5652

「配食サービス」
前期の申請を
受け付けます。

軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）の所有者に課せられる税です。

納税義務者

毎年4月1日に軽自動車等を所有している方です。

例えば、4月2日以降に軽自動車等を譲渡あるいは廃車されても、4月1日現在に所有されている方が、その年度の軽自動車税を全額お納めいただくこととなります。

納税

毎年4月中旬に納税通知書を発送します。4月30日までに朝日町役場または指定金融機関窓口にて納めてください。

なお、年度の途中で譲渡あるいは廃車をされても税の払い戻しはありません。

手続き

軽自動車等を取得あるいは転居した場合は、その日から15日以内に、また廃車あるいは譲渡した場合は30日以内に、次の窓口にて申告してください。

車種	申告場所
・原動機付自転車（125cc以下のもの） ・小型特殊自動車	総務税務課（税務係） TEL 377-5655
・2輪の軽自動車 （125ccを超え250cc以下のもの）	三重県軽自動車協会 TEL 059-234-8611
・2輪の小型自動車（250ccを超えるもの） ・普通自動車	三重運輸支局 TEL 059-234-8411（総合案内）
・3輪、4輪の軽自動車（660cc以下のもの）	軽自動車検査協会三重事務所 TEL 059-234-8431

※申告に必要な書類等は、各申告場所へお問い合わせください。

※盗難等の被害にあわれた場合は、警察署へ被害届を提出ください。

■お問い合わせ先 総務税務課（税務係） 電話番号：377-5655 ファックス：377-2790